

指定訪問介護事業所重要事項説明書

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
法人所在地	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4
電話番号	0982-32-6555
代表者氏名	会長 柳田泰宏
設立年月日	昭和42年3月28日

2. 事業所の概要

事業の目的	ご利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な訪問介護サービスの提供
事業所の名称	延岡市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
事業所の所在地	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4
電話番号	0982-32-6570
事業所運営方針 について	延岡市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 指定訪問介護 指定第1号訪問事業（訪問型サービス） 運営規程
開設年月	平成12年4月1日

3. 事業実施地域

原則として延岡市内（島浦町を除く）

4. 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	24時間

5. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
管 理 者	1 (兼)	—	事業の運営管理
サービス提供責任者	2 以上 (兼)	—	訪問介護計画の作成及び相談
訪問介護員		5 以上	ホームヘルプサービスの実施

事業所では、ご利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 提供するサービスの内容

(1) ご利用者には、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められたサービスを提供いたします。

① サービスの内容

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等を行います。
- 排泄介助…トイレの誘導及び介助、オムツ交換等を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- 更衣介助…衣類の着脱の介助を行います。
- ※ そのほか必要に応じて介助を行います。

② 生活援助

- 自立支援の観点から、ご利用者ができる限り自ら家事等を行う事ができるように支援する事を目的としています。そのため、ご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。
- 調 理…ご利用者の一般的な調理・配膳及び後片付け等を行います。
 - 洗 濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃 除…ご利用者の居室やトイレ、卓上等清掃・ごみ出し等を行います。
 - 買 物…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。

② サービスの提供に当たり、以下の行為は行いません。

- × 医療行為
- × ご利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。（ただし買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。また、特別な事情がある場合その限りではありません。）
- × ご利用者の同居家族に対するサービスの提供

- × ご利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
- × 商品の販売や農作業等生産の援助的な行為。
- × 草むしり、植木の剪定、草木の水やり、ペットの世話など。
- × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。
- × 来客の応接（お茶、食事の手配など）
- × 特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）
- × 家具、電気器具の移動、修繕など。
- × 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- × ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- × その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う訪問介護員について
複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- (2) 訪問介護員の交替について
 - ① 利用者から訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
 - ② 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (3) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令について
事業者は、サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等を十分に配慮し、指示・命令を行います。
- (4) 利用の中止、変更、追加について
 - ① ご利用者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。
※この場合にはサービス実施日の前日までに事業者にご連絡下さい。
なお、訪問介護員到着後の私的理由(不在、拒否等)によるキャンセルの場合は、実費請求させていただきます。
 - ② サービス利用の変更に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、利用可能日時をご利用者と調整し提供します。

8. 利用料金

指定訪問介護を提供した場合の利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、ご利用者には介護保険負担割合証に記載された負担割合

に応じた額をお支払いいただきます。

※利用料については別表1に定める内容となります。

(1) 利用料金のお支払方法

当事業所では金融機関口座からの自動引き落としをご利用していただきます。

利用料については、1か月ごとに計算しご請求のうえ引き落としますのでサービス提供翌月の19日までに、ご契約通帳の残高をお確かめ下さい。

なお、引き落としが出来なかった場合、ご連絡の上職員が集金に伺わせていただきます。

※ 当事業所はヘルパーが利用料を預かることはございません。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の保存

事業者では、訪問介護計画書、サービス活動報告書に実施日時及び内容などを記録します。なお、訪問介護計画書等の記録は、サービス完結日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者又は代理人（委任状を要する）より請求があった場合は、事業者の業務に支障のない時間帯でその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

10. 守秘義務について

事業者では関係法令に基づいて訪問介護サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

11. 緊急時における対応方法

サービスを提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた場合は、ご家族や主治医又は医療機関、担当の介護支援専門員への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が生じた際には、ご家族や担当の介護支援専門員及び市の担当課へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

13. 虐待防止に関する事項について

事業所では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律により虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合には、市へ通報を行います。この場合は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

14. 損害賠償について

事業者は、サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

《 下記の損害賠償保険に加入しています 》

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	社協の保険
補償の概要	賠償補償・傷害補償・感染症補償

15. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見などサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

延岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所長

○相談窓口 電 話：0982-32-6570

ファックス：0982-32-6553

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

※ その他、延岡市社会福祉協議会では、苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応 を推進するため、第三者委員を配置し直接苦情を受け付けます。

○相談窓口 電 話：0982-32-6555

ファックス：0982-35-5863

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

延岡市介護保険課 (計画指導係)	所在地：延岡市東本小路2-1 電話番号：0982-22-7069 F A X：0982-26-8227
宮崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内宮崎県社会福祉協議会 電話番号：0985-60-0822 F A X：0985-60-0823

宮崎県国民健康保険団体 連合会（介護保険事務局）	所在地：宮崎市下原町231番地1 宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局 電話番号：0985-35-5301 (苦情処理専用) F A X：0985-25-0268 (苦情処理専用)
-----------------------------	--

16. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

私は、訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 サービス提供責任者 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用申込者 住所 延岡市 _____

氏名 _____ ㊞

ご家族 住所 _____

氏名 _____ ㊞

(続柄 _____)

<別表1>

利用料金表

(単位 円)

	サービスに要する時間	20分未満	0:20～ 0:29	0:30～ 0:59	1:00～ 1:29	30分増す 毎に加算
	身体介護	介護報酬額	1,630	2,440	3,870	5,670
	ご利用者様負担額 (1割)	163	244	387	567	82
	ご利用者様負担額 (2割)	326	488	774	1,134	164
	ご利用者様負担額 (3割)	489	732	1,161	1,701	246

※ 身体介護(20分未満)は、算定要件を満たし居宅サービス計画に位置付けられたサービスになります。

	サービスに要する時間	0:20～ 0:44	45分以上
	生活援助	介護報酬額	1,790
	ご利用者様負担額 (1割)	179	220
	ご利用者様負担額 (2割)	358	440
	ご利用者様負担額 (3割)	537	660

※ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合は、20分から計算して25分を増すごとに介護報酬額650円(ご利用者様負担額 1割:65円、2割:130円、3割:195円)が加算されます。(ただし、介護報酬額2,010円が上限となります。)

☆ 特定事業所加算が、自己負担額に10%加算されます。

☆ 初回訪問時には負担額(1割:200円、2割:400円、3割:600円)緊急時の訪問には負担額(1割:100円、2割:200円、3割:300円)が加算されます。

☆ 自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画

を作成した場合に、生活機能向上連携加算として、負担額（1割：月100円、2割：月200円、3割：月300円）が3か月間加算されます。

☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）が、利用料金に加算（所定単位数の100/1,000）されます。※令和6年5月31日までの算定となります。

☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）が、利用料金に加算（所定単位数の145/1,000）されます。※令和6年6月1日からの算定となります。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所有時間です。

☆ 平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6時から午後10時まで） : 25%
- ・ 早朝（午前 6時から午前 8時まで） : 25%
- ・ 深夜（午後10時から午前 6時まで） : 50%

☆ 介護職員等ベースアップ等支援加算が、利用料金に加算（所定単位数の24/1,000）されます。※令和6年5月31日までの算定となります。

☆ 介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 当事業者は社会福祉法人の利用者負担軽減措置を実施しています。

生計中心者が市民税非課税世帯に属する方で以下の全てに該当する場合、延岡市へ申請し、確認証の交付を受けた方がご利用できます。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下
- ② 預貯金等が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下
- ③ 日常生活を供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 生計中心者が負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

上記の場合、利用者負担額が軽減されます。

☆ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「介護に要した費用の額の証明書」等を交付しますので、必要に応じ「領収書」等を添えてお住まいの市や関係機関等に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

☆ 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた分のサービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。